

障害者虐待の防止に向けた意思決定支援の考え

相談支援部会

委員長 平岡 龍一郎

はじめに

平成24年10月に障害者虐待防止法「障害者虐待防止、障害者の養護者に対する支援等に関する法律」が施行され5年が経とうとしている。障害者福祉施設の設置者や障害福祉サービス事業等を行う者には障害者虐待を防止するための責務が定められ、職員研修の実施、障害者及びその家族からの苦情処理の体制整備、その他虐待防止等の措置を講ずることとされるなど、障害者福祉施設、事業所等への虐待防止に向けた規定、責務が急速に整備されてきた状況である。しかし、法整備されているにも関わらず、未だ障害者福祉施設、事業所内で深刻な虐待事案が後を絶たない。

特に障害者に対する性的虐待事案が相次ぎ、通報による損害賠償請求を受けている事案が目立つこと、その他関連する制度が改正されたこと等を踏まえ、平成27年9月には障害者福祉施設等における障害者虐待防止の対応の手引きの一部改訂が追加された。内容の一部に障害者や家族等に対する虐待防止への研修が新たに盛り込まれ、事業者、従事者を対象としてきた法律から、障害者や家族の研修を盛り込んだ法律へと変わっていることが分かる。

そうした法律の改訂や整備の背景を踏まえ、障害者や家族を対象とした研修についてどう考え、どのような内容や方法が虐待防止へと繋がるのか、望ましいのかを考えた。

1. 障害者や家族への研修の考え

障害者福祉施設等における障害者虐待の防止と対応の手引きでは、人権意識、知識や技術向上のための研修に利用者や家族等を対象にした研修を追加し、その方法にわかりやすいパンフレット（厚労省 平成27年度作成）を活用した研修をするよう明記されている。しかし、この研修の考え方はパンフレットを活用して虐待についての種類や内容について学び、相談窓口、機関を知る内容である。

障害者や家族にとって虐待についての内容の説明を受け、相談窓口を紹介されるだけで実際に行動できる方が果たしているだろうか、理解されている方がどの程度いるだろうか、それが虐待予防へ繋がるのか疑問が湧く。虐待への未然予防を謳うのであれば、虐待についての内容や相談窓口の情報提供をする前に、障害者や家族が人権や意思決定について知ること、学ぶことが先決ではないかと感じる。

全ての人間に人権は保障され、障害者の方も権利を主張することが出来、擁護される立場である。障害者関係法律でも意思決定支援は盛り込まれており、障害者総合支援法では障害者等の意

意思決定支援に配慮する、意思決定支援の在り方の検討の文脈が明記されている。特に施設入所されている障害者は意思決定の力に乏しさがある。幼少期から在宅で養育することが出来ない家庭事情や障害特性の理解や対応の難しさから入所施設を複数経験するなど、施設入所の生活が長い方が数多くいる。施設生活を長く送った結果、生活体験や社会経験が欠如してしまい、意思を体得する機会に恵まれず、選択、表出する力が未熟である、又、施設病（ホスピタリズム）に陥ってしまい、情緒や発達への影響もきたしてしまうこともある。養育者、支援者が障害者の意思を代弁することが日常的で意思決定は困難と決めつけていること、表出、選択できる機会が得られなかったことなど、様々な問題に影響していることが推察される。

そのことから、障害者の意思決定について学ぶ機会が図られていない実情があることから、障害者や家族が意思を知る機会、意思決定について学ぶことが必要である。

2. 意思決定の意思とは

意思とは、「心の中に思い浮かべる、何かをしようという考え、思い（大辞林）」という意味がある。また、同じ読みで意志は「物事をなすにあたっての積極的なこころざし」という意味があり、両方とも「思い、考え」という意味をもっているので混同しがちである。意志ははっきりとした決定された考えを表す言葉であるのに対して、意思は思いをあらわす中立的で漠然とした言葉である。この漠然とした意思にこそ、底深く、広い思い、考えが隠されている。

3. 意思決定支援とは

意思決定とはある目標を達成するために、複数の選択可能な代替的手段の中から最適なものを選ぶこと（大辞林）であり、選択という要素が加わる。意思決定支援は誰でも心に浮かべる漠然とした「思い」「考え」を形（表出化）に、本人が主体的に何かを選択していくことを支援する過程である。

【意思決定を構成する要素】

- 障害者の態様（好み、望み、意向、障害の特性等）
- 意思決定の場面
 - ・生活の場面（食事、更衣、移動、排泄、整容、入浴、余暇、社会参加等）
 - ・人生の場面（住む場所、働く場の選択、結婚、障害福祉サービスの利用等）
 - ・生命の場面（健康上の事項、医療措置等）

【意思決定支援における合理的配慮】

- 本人の年齢、障害の態様、特性、意向、心情、信念、好みや価値観、過去から現在の生活様式等に配慮する。
- 意思決定支援を行うにあたっては、内容についてよく説明し、結果を含めて情報を伝えあらゆる可能性を考慮する。

- 人的・社会的・物理的環境等（関係者が本人の意思を尊重しようとする態度で接しているか、慣れ親しんだ場所か等）
- 本人の日常生活、人生及び生命に関する領域等意思決定支援の内容に配慮する。
- 本人が自ら参加し主体的に関与できる環境をできる限り整える。
- 家族、友人、支援者、法的後見人等の見解に加え、第三者の客観的な判断が可能となる仕組みを構築する。

【意思決定支援における留意点】

- 決定を行うに当たって必要な情報を、本人が十分理解し、保持し、比較し、実際の決定に活用できるよう提供すること。
- 本人が自己の意思決定を表出、表現できるよう支援すること。
- 本人が表明した意思をサービス提供者等に伝えること。
- 本人の意思だと思われるものを代弁すること。

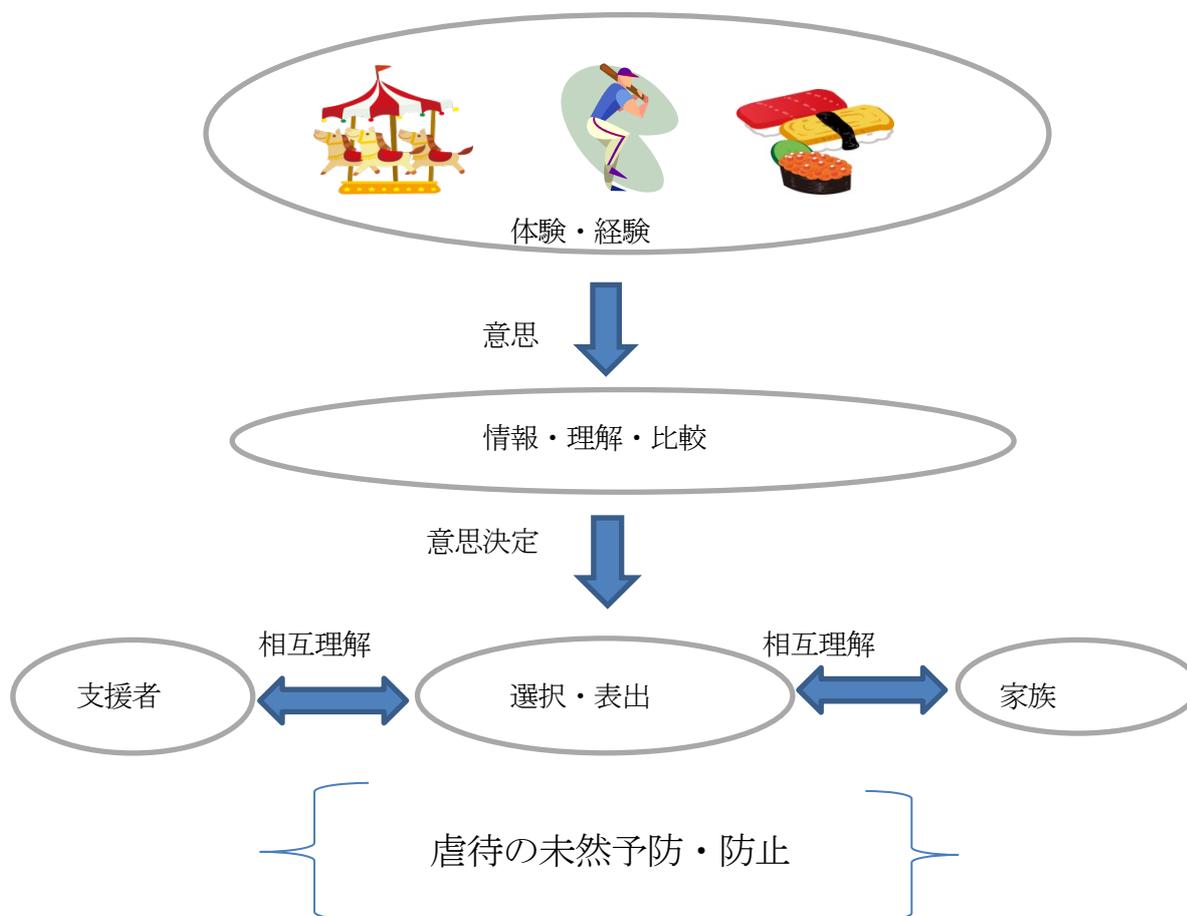
【意思決定支援に基本原則】 イギリスの2005年意思能力法の5大原則を参考

- 能力を欠くと確定されない限り、人は能力を有すると推定されなければならない。
- 本人の意思決定を助けるあらゆる実行可能な方法は功を奏さなかったものでなければ、意思決定ができないとは見なされてはならない。
- 人は、単に賢明でない判断をするという理由のみによって意思決定ができないと見なされてはならない。
- 意思決定能力がないと評価された本人に代わって行為をなし、意思決定するにあたっては、本人のベストインタレスト（最善の利益）に適するように行わなければならない。
- そうした行為や意思決定をなすにあたっては、本人の権利や行動の自由を制限する程度がより少なくてすむような選択肢が他にないか、よく考えなければならない。

4. 意思決定支援の効果

意思決定支援について、「思い」「考え」を形にして自ら選択することであり、それを形にするためには、十分な体験や経験（体感、知覚）が必要であり、選択し決定するには情報（比較）や理解（意味、効果）が重要である。そのためには、障害者の人格、特性、生育歴を知りどのような場面で意思決定の支援があるのか、意思決定出来ている場面はどこなのか、分析して理解することが大切である。障害者が意思を感じる体験や経験を踏み、意思を覚知、決定できる手段、方法を取得できれば、周囲（支援者、家族等）への意思の表出、理解を促すことができ、それが虐待への未然予防、防止へと繋がると考える。

○虐待予防と意思決定支援の相関図



5. おわりに

どんなに重い障害者の方でも意思はある。意思を感じる体験、選択できる情報、そして表出できる手段、機会があることで、障害者の方は自らの想い、考えを伝えることができる。そして相手に理解、受け入れて頂いた成功体験から自己肯定感を高め、基本的信頼感へと変わる。虐待関係を作らない、起こさないためにも障害者の意思決定について考え、障害者が自分らしい生き方を選択し決定できるような支援や体制に努めなければならない。

【参考文献】

○知的障害者へのより良い意思決定支援に関する調査研究（サービス提供場面を中心に）

「平成 24 年 11 月 20 日～平成 25 年 1 月 9 日」

○平成 26 年度障害者総合福祉推進事業 「意思決定支援の在り方並びに成年後見制度の利用促進の在り方に関する研究事業」